

電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案に係る意見募集
 ーローカル5G等導入のための制度整備ー
 提出された意見及びそれに対する総務省の考え方
 (令和元年10月9日～令和元年11月7日意見募集)

提出件数 8件 (法人 4件、個人 4件)

No	意見提出者 (順不同)	提出された意見	考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無	
1	株式会社日立国際電気	電波法関係審査基準の一部を改正する訓令案	今回の訓令案は、ローカル5Gの早期導入を促進する制度整備であり、今後、地域に密着した多様なニーズの実現に向けた新たなビジネスチャンスの創出に期待をしております。このような観点から、本訓令案に賛同いたします。なお、今後、一層の導入円滑化に資する観点から、ローカル5G向けの周波数が拡張されることを期待しております。	本訓令案への賛同意見として承ります。	無
2	株式会社ジュピターテレコム	電波法関係審査基準 別紙2. 第2-4-イ-(ク) 他の無線局との干渉調整等 A-(E) (F) (G)	ローカル5Gは、様々な主体、様々な分野/場所における利用が期待されており、多様な提供形態を通じて5Gが持つ可能性を最大限発揮していく観点から「自己土地利用」のみならず「他者土地利用」を定義されFWA等の利用に可能性を広げられた点について賛同いたします。 その際、無線局の審査基準として、重複エリアに対する(E) (F) (G)の条件が記載されていますが、その無線局がどこに存在するかについて、A-(A)に「干渉調整のために必要な場合に限り、当該(申請書類)資料が開示される」とあるものの、具体的な開示手順が明らかではありません。 FWAのように他者土地利用により事業を行うサービスにおいて、自己土地利用の無線局の設置場所が明らかではない場合、自らの計画する無線局の導入が可能かどうかを計画段階で把握することが困難になります。共用周波数帯であることを考えれば、ローカル5G免許のカバーエリア等の公開など、基地局の所在や運用を事前に照会できる策を講じていただくことを希望します。	本訓令案への賛同意見として承ります。 ローカル5Gの既存免許人の有無については、総務省ホームページ等による確認に加えて、各総合通信局等に確認いただくこととしています。	無
		電波法関係審査基準 別紙2. 第2-4-イ-(コ) その他 B-(B)	基地局の運用において、他者土地利用のケースの場合は後発の自己土地利用とのエリア重複がないことが条件、という趣旨の記載があり、実質的に他者土地利用の既存免許人は当該重複が生じないよう必要な対策を講じる必要があると理解しています。 FWAのように他者土地の上空を電波が横切ってサービスを提供するようなケースが想定されていますが、仮に後発で自己土地利用の申請があった場合、基地局の配置等によっては干渉を避けるため運用制限等の義務が既に免許を受けた他者土地利用者に発生することになります。結果として、既にサービス提供を受けているお客さまに最悪サービスの停止となる可能性もあるなど、事業者にとってサービスの継続性が不透明となる制度となっています。 本周波数帯は自己土地利用・他者土地利用の共用であり先願性をとっていることから、後発の申請者が調整をおこなうような制度とすべきと考えます。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、ローカル5Gは、「自己の建物内」又は「自己の土地内」で、建物又は土地の所有者等に免許することを基本としています。また、「他者土地利用」の免許取得後に、当該建物又は土地の所有者等が「所有者等利用」としてローカル5Gを利用することになった場合には、所有者等利用のローカル5G無線局に混信を与えないように協議等を行い、空中線の位置や方向の調整等を行うことが必要としております。そのため、当該報告を踏まえ、審査基準において規定したものといたします。 ローカル5Gは自己土地利用を基本とするという原則の下で、他者土地利用において必要となる対応を行っていただく必要があると考えます。	無

3	阪神電気鉄道株式会社	訓令案 全般	<p>ローカル5G等の制度化に伴い改正される審査基準案に対して賛同いたします。</p> <p>携帯電話事業者が実施する一般的な5Gサービスが開始されるのに合わせて、地域の産業や自治体等、より地域のニーズに合った5G利活用を実現するためのローカル5G制度が整備されることは、我が国が抱える様々な社会問題を地域単位で解決していくための基盤の一つになるものと考えており、地域ニーズに寄り添う地域BWA（2.5GHz帯）を活用して事業を進める当社としても、大いに期待をしております。</p> <p>また、この最初の自営利用主体の制度整備に留まらず、引き続き検討されるローカル5G制度化において、より広い地域で現実的な公衆利用が可能な「広域免許」や、100MHz帯域幅を超えて活用が可能な「広帯域化」の制度の実現に期待すると共に、当社としても地域BWA事業者としての経験を活かしたローカル5Gの活用で、今後も長期的な視野で地域社会を支えていきたいと考えております。</p>	本訓令案への賛同意見として承ります。	無
4	前橋市	全般	<p>ローカル5Gは、企業及び自治体が各々のニーズに応じて柔軟に5Gが利用できるものであり、地域活性化・地方創生につながる有効な制度であると考えている。当市としても、現在までマイナンバーカードの利活用、自治体クラウドや5Gの実証事業などICTの利活用に積極的に取り組んできており、また地域の特性としてICTの感受性に高いことから、ローカル5Gについても地元企業等を含め検討し、積極的に活用していきたいと考えている。</p> <p>一方、ローカル5Gの周波数は、従来の携帯電話用の周波数と比較し高い帯域を使用するため、電波は届きにくく、エリアをある程度カバーするため密に基地局を置局する必要がある。また、多数の端末が接続され、大容量の情報伝達が可能となる。このような特性のなかで、ローカル5Gの免許人、サービス提供者・利用者が様々な情報を安心して利活用できる環境を構築するためには、基地局、端末、アプリケーションを含め、情報漏洩等のセキュリティリスクに十分に配慮し、利用者の安心感を醸成することが必要と考えており、そうした制度設計を検討していただきたい。</p>	御意見を踏まえ、無線局免許手続規則、電波法関係審査基準及びガイドラインにサプライチェーンリスク対応を含むサイバーセキュリティ対策を満たしていることについて、必要な手続き等を追加いたします。	有
5	個人	別紙1「新旧対照表」の20ページの「ウ 公共業務用及び一般業務用」の「(ウ) 無線設備の設置場所等」の「A 基地局の設置場所」	<p>(質問1) 基地局の設置場所、より具体的には空中線や送受信装置の設置場所は、屋内でも屋外でも、緯度・経度による位置を無線局開設の申請時に提示することが必要になりますか？、それとも住所だけで良いですか？</p> <p>(質問2) 上記質問1で、必要ありの場合、緯度・経度の座標系や単位は、何になりますか？ 例えば、国土地理院の地図等、具体的にどの地図にもとづく緯度・経度を提示すれば良いですか？</p> <p>(質問3) 無線局開設の申請後に、基地局の設置場所、より具体的には空中線や送受信装置の設置場所は、屋内でも屋外でも、変更する場合には、変更申請をして許可されるか否かを待つ必要がありますか？、それとも届出だけで済みますか？ また、その際に費用は発生しますか？</p>	<p>基地局の申請書（工事設計書）に従い、空中線の設置場所は、緯度・経度を記載する必要があります。なお、送受信装置の設置場所は、住所のみの記載となります。</p> <p>緯度・経度の座標系の単位は、世界測地系に基づく記載となります。</p> <p>無線局の開設後に、空中線や送信装置の設置場所の変更を行う場合には、電波法施行規則第10条第1項の許可を要しない工事設計の変更等に該当しない場合は、許可が必要となりますので、詳細につきましては、各総合通信局等にお問い合わせ下さい</p>	<p>無</p> <p>無</p> <p>無</p>

				い。 なお、その際の変更申請手数料の費用は発生いたしません。	
6	個人	別紙2 第2 1 (19) サ (ウ) Cについて	電波法が先願主義であることと、他の項との平仄をとることを鑑みて、「通知を行っていること」とあるものを「通知を行っていること。また、別紙2 第2 4 (16) ア (ケ) に掲げる「自己土地利用」の無線局に対し、設置場所の選択、フィルタの追加等の必要な措置を講ずるものであること」と改めたほうがよろしいと思います。	新たに地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局を開設する際に、既に開設されている自営等BWAのカバーエリア等と重複する場合に、事前に通知を行うことを定めるものです。これは、自営等BWAの無線局との干渉調整の考え方を規定したものであり、ご指摘の別紙2 第4 (16) ア (ケ) のローカル5 Gの自己土地利用との間での干渉調整は不要です。	無
		別紙2 第2 1 (19) サ (ウ) Dについて	上記と新世代モバイル通信システム委員会(第13回)の報告書に合わせて「A、B及びCの無線局以外の無線局に干渉の影響を与えないよう」とあるものを「A、B及びCの別紙2 第2 4 (16) ア (コ) に掲げる「他者土地利用」に該当する無線局以外の無線局に干渉の影響を与えないよう」と改めたほうがよろしいと思います。	本規定は、地域BWAと干渉調整が必要となる他の無線システムとの調整方法について規定したものであり、ご指摘の別紙2 第2 4 (16) ア (コ) のローカル5 Gの他者土地利用との間での干渉調整は不要です。	無
		別紙2 第2 4 (16) イ (ケ) について	本項目はローカル5 G検討作業班での議論及び新世代モバイル通信システム委員会(第13回)の報告書で、本システムを地域貢献に資するべきものに限る旨の記載がないことから、(ケ)の項は避けるため削除するべきと思います。同時に(コ)について(ケ)に移行するべきと思います。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、ローカル5 Gは地域のニーズや産業分野の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築/利用可能な5 Gとしており、様々な目的で構築することが可能な無線システムとしています。 ご指摘の(ケ)については、当該項目に該当する申請者が、関係する資料の提出を可能とするものであり、ローカル5 Gの用途を地域課題の解決に寄与する目的に限定するものではありません。	無
		別紙2 第2 4 (17) イ (ウ) B (E) について	(当該他の免許人の基地局等の配置計画等において基地局等の配置計画及びカバーエリアが具体的に示されており、当該計画の提出日から3年を経過しない場合に限る。)は、当該計画の未達による免許取消等の法的拘束力がありません。 電波有効利用成長戦略懇談会において「地域BWAについて、制度の目的に照らして、電波の有効利用状況を再評価する必要がある。特に、利用状況について、計画の進捗状況も含めて報告させる制度が必要ではないか。」等の意見が地域BWAに寄せられていることから、再免許時に計画を達成していない無線局に再免許を認めないか、電波法の先願主義に則り当該規定を削除するべきです。	情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、自営等BWAは、地域BWAで利用されていない場所又は地域BWAで近い将来利用する可能性が低い場所で開設することを基本とされています。 このうち、「地域BWAで近い将来利用する可能性が低い場所」は、提出日から3年を経過していない地域BWAの基地局等の配置計画によって、カバーエリア等が具体的に示されている場所以外のところとしています。 当該計画の状況は、自営等BWAを設置するための条件として既定しているものであり、地域BWAの再免許に影響を及ぼすものではありません。 地域BWAの報告徴収に関する御意見については、今後の施策の検討の際に参考とさせていただきます。	無
7	個人	別紙1「新旧対照表」の19ページからの「ウ 公共業務用及び一般業務用」	(質問1) 22 ページ 「5 伝搬等に関する計算式」について。 ローカル 5G の基地局と陸上移動局の両方が、屋内に存在し、かつ、両方の局間に見通しがある場合において、屋内におけるカバーエリア及び調整対象区域の算出には、「丸 2 見通せる場合(陸上移動局から基地局が見通しの場合)」の計算式を使えば良いですか？	基地局が屋内に設置されている場合、カバーエリア及び対象区域を算出するための計算式は、③ 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)となります。	無

			(質問2) 22 ページ 「5 伝搬等に関する計算式」について。 ローカル 5G の基地局と陸上移動局の両方が、屋内に存在し、かつ、両方の局間にカバーエリアとしては見通しがあり、調整対象区域としては見通しがない場合において(例: 建物の1階はカバーエリア、2階は調整対象区域)、屋内におけるカバーエリアの算出には「丸2 見通せる場合(陸上移動局から基地局が見通しの場合)」の計算式を、屋内及び屋外における調整対象区域の算出には、「丸3 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)」の計算式を使えば良いですか?	基地局が屋内に設置されている場合、カバーエリア及び対象区域を算出するための計算式は、③ 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)となります。	無
			(質問3) 22 ページ 「5 伝搬等に関する計算式」について。 ローカル 5G の基地局が屋内に存在し、一方、陸上移動局が屋外に存在し、かつ、両方の局間に見通しがない場合において、屋外におけるカバーエリア及び調整対象区域の算出には、「丸3 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)」の計算式を使えば良いですか?	基地局が屋内に設置されている場合、カバーエリア及び対象区域を算出するための計算式は、③ 屋内の場合(基地局を屋内に設置する場合)となります。	無
			(質問4) 15 ページ (ク)他の無線局との干渉調整等 A(B)において、自己土地利用をする場合に登記事項証明書が必要とのことですが、借地や借家や借フロアなので免許人としては登記がない場合は、どのようにしたら良いですか?	所有者から、借地や借家や借フロアを借入れる際に締結した、賃借契約書等が該当します。	無
			(質問5) ローカル 5G の「ウ 公共業務用及び一般業務用」の無線局の免許の有効期間はどのくらいですか?	無線局の免許の有効期限は、5年となりますが、最初の免許の有効期間につきましては、電波法施行規則第8条に定めるとおり指定することとなります。	無
8	個人	P7	(エ)「業務用無線局」とは、電気通信役務を提供するために開設する基地局又は陸上移動局をいう。「ローカル5G」のための規定であり「業務用・・・」と表現するならば一般業務を指し示すべきではないのか?電気通信役務を指し示すならばローカル5G無線局は「電気通信役務」に供するものに限定されると誤認されかねないので表現を改めるべきと思いますが如何?	業務用無線局については、電気通信業務用に用いられる場合の陸上移動局の移動範囲を規定するために定義しており、公共業務、一般業務についてはそうした定義が必要ないことから、現状のままとします。	無
		P9 (ア) 免許主体	免許主体は、電気通信事業者(電気通信事業を営もうとする者及び電気通信事業法第165条第2項の規定により電気通信事業者とみなされた地方公共団体を含む。以下この(16)において同じ。)であって、次に掲げる者以外の者であること。 A 携帯無線通信を行う無線局の免許人 B 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の無線局の免許人 自己土地の権利者がAないしBに該当する場合も免許主体となれないと理解すべきか?この場合他者土地利用の免許主体に依頼しないと構築できないのか?	ローカル5Gでは、A 携帯無線通信を行う無線局の免許人及びB 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の無線局の免許人を、免許主体の対象外としています。 そのため、A及びBが所有する自己土地又は建物内であっても、免許を取得することは不可となります。 なお、情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、全国キャリア向け帯域を使用する電気通信事業者自らのサービスを補完することを目的として、ローカル5G帯域を利用することは、ローカル5Gの本来の主旨に反するとしており、そういった利用以外を目的とする場合については、他者に依頼することは可能です。	無
		P9 (イ) 通信の相手方	通信の相手方は、次のとおりとする。 A 基地局 次に掲げる無線局又はこれらの組合せによるものであること。ただし、(B)	情報通信審議会答申(令和元年6月18日)において、レピータの技術的条件が盛り込まれていないことから、今回の改正案については、レピータを対象外としています。	無

		に掲げる無線局のみを通信の相手方としてはならない。 携帯電話事業者等の脱法行為を制限されたと理解しますが、MVNO事業者等がホームレピーターの普及事業等を想定した場合、当該規定に抵触するのではないか。		
P11 C 陸上移動局の移動範囲 (A) 業務用無線局のもの	陸上(河川、湖沼その他これらに準ずる水域を含む。)の範囲内であって、当該電気通信事業者の業務区域内又は当該事業者と業務委託契約を締結した他の事業者のサービスの提供を行う区域内のものであること。 想定として橋梁との建設物とも読み取れるが、遊覧船等を想定されているとも理解できるがよろしいか。だとすれば「ならびに船舶等」と加える方が分かり易いのではないか。		電波法施行規則第3条第5号の関係省令における定義と同様の規定としています。	無
P14 A 他の免許人所属のローカル5Gの無線局	(A) 基地局の申請にあっては、次に掲げる事項が地図上に記された資料(申請者の連絡先を含む。)が添付されていること。また、当該資料の添付にあっては、干渉調整のために必要な場合に限り、当該資料が開示される旨が了解されていること。 カバーエリアを船舶等の内部を想定した場合の資料の表現方法について御教示頂きたい。		ローカル5Gの基地局は、一の地点に固定して運用する必要あることから、船舶に設置することは不可となります。	無
P15	(B) 自己土地利用をする場合にあっては、登記事項証明書(当該土地又は建物において、所有権等を有する者からの依頼によりローカル5Gに係るシステムの構築等を行う者にあっては依頼状等その証拠書類を含む。)によってその事実が明らかであること。 ・登記事項証明書は不動産登記証明書とすべきではないか ・登記事項証明書ではカバーエリアの設備の設置場所など点については証明可能であるがカバーエリアを証明できないのではないかと。公図など別の証明資料を必要とするのではないかと ・所有ではなく、占有権や使用権を有するものを証明する資料も明記すべきではないかと。特に使用権については複雑であるため想定できるいくつかの代表例についてあらかじめ示して頂けないかと。 ・カバーエリアが部分的所有など複雑な事例は特異な例ではないと思われるので、証明方法を例示すべきではないかと		ローカル5Gの基地局の自己土地利用の申請の際には、自己土地の範囲が地図上に示された資料を添付することとしています。また、登記事項証明書は、法令の記載に基づき規定していることから現行のままとしています。 ご認識のとおり、使用权やカバーエリアなどの詳細について、個別の事例に応じて判断されるべきものであり、現時点で一律的に示すことは困難です。	無
P15	(E) 次に掲げるいずれかに該当する場合には、基地局を開設しようとする事について以下に該当する他の免許人に通知を行っていること。また、当該他の免許人から周波数共用の可能性等に係る協議を求められた場合は、当該協議に応じていること。 他の免許人への通知を事前に行うための情報をどのように入手しどのような方法をもって通知する事で要件を満たしていると判断されるのか。 結果、過剰な負担にならないよう申請する前に解決できるものは全て対応を済ませたいが線引きが無ければ導入判断のための負担費用積算ができない。		ローカル5Gの既存免許人の有無については、総務省ホームページ等による確認に加えて、各総合通信局等に確認いただくこととしています。 なお、通知については、該当する既存免許人とのやりとりがわかる書類の提出を想定しています。	無
P17	(ケ) 地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等基地局のうち、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、地域社会の諸課題の解決に寄与するために実施しようとしている次のいずれかに該当する事業の計画並びに		情報通信審議会新世代モバイル通信システム委員会報告(令和元年6月18日)において、ローカル5Gは地域のニーズや産業分野の個別ニーズに応じて、様々な主体が柔軟に構築/利用	無

		当該計画の実施体制及び実施スケジュールその他の当該計画が確実に実施されることを合理的に示す根拠が明らかであること。地域社会の課題解決に資する開設であったとしても、この場合はローカル5Gの「電気通信業務用」無線局開設のための審査基準であり、当該資料を提出するのは過剰な証明ではないか。当該資料を付する事により何らかの優位性を担保されるとか電波利用料の減免措置の対象となるのか。であるとしても負担が大きすぎるように思えるが如何。	可能な5Gとしており、様々な目的で構築することが可能な無線システムとしています。 ご指摘の(ケ)については、当該項目に該当する申請者が、関係する資料の提出を可能とするものであり、ローカル5Gの用途を地域課題の解決に寄与する目的に限定するものではありません。	
P19	ウ 公共業務用及び一般業務用	公共業務用及び一般業務の審査は、イの電気通信業務用((イ)通信の相手方、(オ)周波数の指定、(カ)空中線電力の指定、(キ)無線設備の工事設計、(ク)他の無線局との干渉調整等、(ケ)地域社会の諸課題の解決に寄与する計画等、(コ)その他)の基準を準用するほか、次の基準により行う。 (ア) 免許主体 免許主体は、次に掲げる以外の者であること。 A 携帯無線通信を行う無線局の免許人 B 広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)の無線局の免許人 ・免許主体のAについては公共業務用はありえないのであるから「一般業務用においては」を加えるべきではないか。 ・公共業務用の免許主体がBに該当したとして、例えば自治体であった場合には自ずと利用目的が異なる事が想定されるので除外規定から緩和すべきではないか。	ローカル5Gは、業務の種別に関係なく、携帯無線通信を行う無線局の免許人及び広帯域移動無線アクセスシステム(2575MHzから2595MHzまでの周波数の電波を使用するものを除く。)を、免許主体の対象外としていることから現行のままの記載とします。	無
P22	4 描画の精度	カバーエリア及び調整対象区域の算出に当たっては、100mメッシュの精度の地形情報をもとに算出して描画すること。ただし、詳細な地形情報の入手が困難な場合その他特に必要がある場合には100mメッシュ相当以上の精度の地形情報をもとに算出することができる。 ローカル5Gで特に28GHz利用の場合100mメッシュでは必要な情報を記述するには大雑把すぎないか。	一般的なローカル5Gのカバーエリアや調整対象区域は、100m以上となることが想定されることから、現状のままの記載とします。	無